

秋田市教育委員会 会 議 録

平成 2 6 年 2 月定例会

秋田市教育委員会平成26年2月定例会会議録

- 1 日 時 平成26年2月12日(水)
午後3時30分～午後5時15分
- 2 場 所 教育委員会室
- 3 出席委員 委員長
教育委員(委員長職務代行者)
教育委員
教育委員
教育委員(教育長)
- 4 出席職員 教育次長
教育次長
総務課長
総務課参事
学事課長
学校教育課長
学校教育課教職員室長
教育研究所長
スポーツ振興課長
文化振興室長
千秋美術館副館長
赤れんが郷土館副館長
文化会館館長
総務課長補佐
総務課副参事
学校教育課長補佐
生涯学習室長補佐
太平山自然学習センター副所長
佐竹史料館副参事
総務課主席主査
学校教育課主席主査
総務課主査
総務課主査
総務課主査
学校教育課主査

総務課主事
生涯学習室主事

5 議 題

【付議案件】

- (1) 議案第 1 号 秋田市いじめ防止基本方針を策定する件

【協議事項】

- (1) 平成 26 年度当初予算（案）に関する件について
- (2) 平成 25 年度 2 月補正予算（案）に関する件について
- (3) 秋田市立学校使用料条例等の一部を改正する件について
- (4) 秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する件について
- (5) 秋田市都市公園条例の一部を改正する件について
- (6) 秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する件について
- (7) 秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する件について
- (8) 秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する件について
- (9) 秋田市社会教育委員に関する条例の一部を改正する件について

6 議 事 午後 3 時 30 分開会

【平成 26 年 1 月定例会会議録の承認】

平成 26 年 1 月定例会会議録について、異議がないため承認された。

【会議録署名委員の指名】

委員長が今回会議録の署名委員として委員 2 名を指名した。

【付議案件】

議案第 1 号 秋田市いじめ防止基本方針を策定する件

委員長 議案第 1 号「秋田市いじめ防止基本方針を策定する件」について、事務局から説明願う。

学校教育課長 （資料に基づき説明）

委員 いじめ防止基本方針を策定することに異存はない。基本方針の具体的な取組として、「教育委員会が実施する

施策」とは、義務規定のようなものとして実施するものであると思うが、「学校が実施すべき施策」も義務規定のようなものとして学校が行うと理解して良いか。

教育委員会が実施するものとして、いじめ防止チェックリストを配付することとしているが、具体的なチェックリストは既に準備されているか。

学校が実施すべき施策として、各校がいじめ防止等の組織を設置することとしている。先ほど2月下旬までに各校が基本方針を提出するという説明だったが、各校が組織を設置することも含まれるのか。

学校教育課長

「学校が実施すべき施策」という表現については、教育委員会が策定した基本方針を基に、各校においても自校の基本方針を策定することから、実施すべきという表現にした。

チェックリストについては、以前に「学校教育の重点」の冊子中にも、チェックリストを掲載しているが、これを更に検討を加えて、来年度に各校へ配付して周知したいと考えている。

学校の組織の設置については、各校が策定する基本方針の中に、組織の内容や構成等を全て含めているので、2月下旬までの内容に含まれる。

委員

各校で基本方針を策定する際に、地域の実情などを考慮すると思うが、学校規模によって、それぞれの策定内容が異なると思う。そういった点で何か想定していることはあるのか。

学校教育課長

学校規模によって、大きく内容が異なるということは想定していないが、子どもの状況を把握する際の手立てなどは、学校規模に応じて組織等が異なるので、アンケートのとり方や問題が発生した時に対応する組織の在り方が若干異なると思う。また、地域の特性をいかしたもののや、地域の方や保護者の関わりなども多少異なる部分

が出てくると思う。

委員長

学校の組織の設置について、各校から基本方針が2月下旬に提出され、それを検討し、新年度には成案になると思うが、基本方針が公表された後、すぐに組織が設置されるということは、人選が同時に進んでいることになる。そうした場合、学校ではある程度学校外部のメンバーについて学区内の医師や弁護士を想定しながら基本方針を策定しなければならないが、新年度がスタートした時点で組織がすぐに動き出せる状況を考えているのか。

学校教育課長

各校においては、現在基本方針案を作成する段階で、学校外部の方に組織の委員として加わることができるかを確認した上で取り組んでいる。また、学区内外を特に規定しているわけではないが、地域の方を加えるとなれば学区内ということが想定される。学校に派遣されているスクールカウンセラーや心の教室相談員とは日頃から関わりがあるので、連絡を取りながら案を作成していると思っている。

委員

内容については、いじめ対策委員会の議論を踏まえた上での案であり問題はないと思う。いじめの未然防止の点に関しては、これまでもいじめ未然防止に取り組んできているが、基本方針を実際運用する時には、この案を作ったことによって何が変わったのかなど、今までとの違いがはっきり分かるようにする必要があると思う。また、文言上で分かりにくい部分が2点あった。1点目は、4ページの1の(2)の①に「学校教育の重点による周知」とあるのは、学校教育の重点というものを定めて、それによって周知するということだと思うが、これでは文言が足りないと思う。2点目は、「いじめ対策委員会」や「秋田市いじめ対策委員会」と表記されているのは、違う組織と誤解を招く恐れがあるので統一した方が良いと思う。同様に「いじめ問題対策連絡協議会」や「秋田市

いじめ問題対策連絡協議会」の表記も統一した方が良い。

学校教育課長

学校教育の重点については、毎年配付している教員向けの冊子であることが分かる表記に修正する。また、組織名の表記についても、読んだ方が理解できるように修正する。

委員

先ほど基本方針の公表の話があったが、秋田市の基本方針は教育委員会で公表すると思うが、各校の基本方針については、4月の成案後、各校のホームページで公表するのか。

また、各校にいじめ対策委員会を設置するが、財政的な負担が伴う場合は、各校が措置するものなのか。

学校教育課長

公表については、各校のホームページへの掲載を考えている。

財政的な負担については、外部の専門家に対する謝金等の予算措置はしていないため、各校で外部の方にその旨を説明した上で依頼することになる。スクールカウンセラーや心の教室相談員等については、年間の派遣時数の中で活用が可能であるという国の方針が出ているので、その点についても学校に伝えている。

委員

地域の方などは、基本はボランティアということか。

学校教育課長

そのとおりである。

委員

例えば小学生の低学年位でもいじめは起こり得る。そういう小さい子どもたち向けの教材はあるのか。

学校教育課長

教材はないが、相手を傷つける言い方に関する指導は、各校が道徳の授業や学級活動等で行っている。例えば、にこにこ言葉やちくちく言葉など、こういう言葉を言うと相手の心にちくちく刺さる言葉であることなどを示して指導をしている。

委員

各校の規模や地域の差は子どもだけではなく、親の意識にも違いがあると思う。基本方針を策定し、それを親が理解し、家庭教育の中で子どもに伝えていくことが大

事だと思うが、どのような形で家庭に伝えていくのか。

学校教育課長

来年度、秋田市立小中学校の全ての保護者に、秋田市の基本方針や、様々な相談窓口等を掲載したリーフレットを配付する予定である。それと同時に、各校のPTAの場で活用してもらい、保護者にいじめに対する意識を高めてもらいたいと考えている。

委員

5ページの(3)の①に、相談窓口の設置と記載しているが、学校教育課内の担当窓口や、秋田市教育研究所内のいじめ不登校相談電話でいじめの相談に応じる方は、どのような方を想定しているのか。

学校教育課長

学校教育課内の担当窓口は、生徒指導担当の専任の指導主事を中心に、他の職員も相談に応じることとしている。また、教育研究所内のいじめ不登校相談電話については、校長を退職した元教員が相談員として対応をする。

委員

基本方針を含めてリーフレットを保護者に配付することだが、幼児期から周知した方がいいと思う。参考に幼稚園や保育所の職員にも配付した方が広く伝わると思うので、可能であれば配慮してほしい。

学校教育課長

全ての職員に配布できないかもしれないが、十分に検討したい。

委員長

4ページの1の(2)の①に小中一貫した考えに立った交流活動を推進するとあり、小中が柱の通った形で子どもの豊かな心を育成していくことは見える。現在、小学校ではスタートカリキュラムの作成に取り組んでいて、幼保小の連携が進んできているが、幼児期の子どもについて記載されていないのは、就学前はいじめがないという考えがあるのか。

学校教育課長

この基本方針は、秋田市立小中学校を対象としたものである。豊かな心の育成を図る上では、就学前の子どもとの交流も小学生にとって大変重要であることは十分認識しているが、ここでは小中学校の現場で取り組む内容

として代表的なものを掲載したものである。

委員長

1 ページの 1 の目的に、いじめの防止に係る基本理念といじめ防止等に関する施策の基本となる事項を定めると記載されているが、後者には「等」という文言がついている。いじめの未然防止以外に秋田市教育委員会が実施する施策としては、いじめの早期発見や対応、家庭や地域の連携、組織の設置となっているが、「等」には、これら以外のことは含まれないのか。

学校教育課長

重大事態への対処も含めて基本的施策と捉えているため、「等」という言葉を使っている。

委員長

8 ページの(3)の③について、一番目に対応策の検討と役割分担となっている。一般的な流れを考えると、未然防止、早期発見、発見次第即時組織的な対応となり、そこで役割分担が出てくるものだと思うが、いじめの早期発見後に、即時対応する文言が見当たらない。時間的に大丈夫なのかという不安がある。

学校教育課長

早期発見次第、即時対応することは当然のことと捉えている。即時対応するためには組織で対応していくこととしている。これは、対応策を検討した上で事実確認やスクールカウンセラー等との連携を誰が図るかなどの役割分担を行い、物事に当たる留意点を示したもののなので、時間的なずれがあるということではない。

委員

8 ページのように時系列で表すと、③に時間がかかるのではないかという懸念は委員長が話されたとおりであるが、組織的に即時対応するためには、学校でいじめが起きた時にすぐ行動できるようにあらかじめ対応を決めておく必要がある。ここでは、対応するためにどのようなことに留意する必要があるかを示したものであると思う。

今後、学校や教育委員会で実際にどのように動くかが極めて重要である。基本方針の策定後も、その都度修正

しながら良いものにしていくことを前提に、学校や教育委員会が案を捉えていかないと実際の動きとかけ離れてしまう可能性があるので、留意しながら運用してもらいたい。

※ 議案第1号については、全員賛成により承認された。

【協議事項】

【非公開の議決】

委員長

協議事項(1)、(2)の予算関連の案件、(3)～(9)の条例改正の案件については、今後議会に提出され、審議される案件と聞いている。よって、現段階では公の場で審議した場合、事務局の説明や出席者の発言が制約されることにより、十分な審議ができなくなるおそれがあるので、秘密会として取り扱うこととし、日程の最後に審議したいと思うがどうか。

※ 以上の発議があり、全員賛成により議決した。

【その他、委員から】

委員

先日、秋田公立美術大学客員教授の荒川静香さんの公開授業を見たが、大学生にふさわしい内容の話をたくさん聞くことができた。今回は大学生向けの話ではあったが、秋田公立美術大学附属高等学院の生徒も参加できれば良かったと思った。秋田市のキャリア教育で、各校が地域の大人と関わり合うことに取り組んでいるが、荒川さんは自分が苦しい時にどうやったら乗り越えていけるか、乗り越えることによって明るい未来が待っているというような話や、世の中の厳しさのことなどを話していた。キャリア教育の中で様々な方のすばらしい話を子ども

もたちに伝えられたらいいと思った。

委員

赤れんが郷土館で開催している秋田公立美術大学附属
高等学院の卒業制作展について、毎年見ているが作品が
すばらしかった。その中のビジュアルデザインコースで、
各県の特産物の包装品を作っていた。全て自分たちで調
べて、イメージして作ったそうだが、アイディアにあふ
れていた。以前に制作したことがあるかもしれないが、
秋田の包装品も作ればいいと思う。今回は全部他県のも
のだったので、参考までに他県に売り込みを行えば、制
作した学生も励みになるのではないかと思った。また、
案内する学生が大変積極的だった。その働きかけのおか
げで作品を身近に感じることができ、今回はイメージが
違った。

また、県と市が合同で進めている文化施設の整備につ
いて、建設されるまでの担当部署はどこになるのか。

教育次長

企画調整課である。

委員

建設されるまで、教育委員会は関与しないのか。

教育次長

ある程度方針が決まった段階からになると思う。

【その他、今後の日程についての報告】

総務課長補佐

教育委員会３月定例会は、教育委員会職員の人事異動
などの議案審議が必要となるため、また、議会の会期中
でもあるので、現在日程を調整している。

また、臨時会についても、２月下旬の開催とする方向
で調整している。

【協議事項】

- (1) 平成２６年度当初予算（案）に関する件について
- (2) 平成２５年度２月補正予算（案）に関する件について
- (3) 秋田市立学校使用料条例等の一部を改正する件について

- (4) 秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する件について
- (5) 秋田市都市公園条例の一部を改正する件について
- (6) 秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する件について
- (7) 秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する件について
- (8) 秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する件について
- (9) 秋田市社会教育委員に関する条例の一部を改正する件について

(協議事項(1)～(9)は、秘密会のため、秋田市教育委員会会議規則第23条の規定に基づき、会議録に記載しない。)

午後5時15分閉会

以 上